

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成21年1月15日20福県大経第200号、第201号及び第202号（以下、20福県大経第200号を「本件決定1」、同第201号を「本件決定2」、同第202号を「本件決定3」といい、これら3件の決定をまとめて「本件決定」という。）で開示、部分開示又は不存在により非開示とした決定については結論において妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

実施機関は、平成20年12月22日付けで行われた開示請求（以下「本件請求」という。）について、本件決定1において、平成20年11月19日20福県大経第169号で「福岡県立大学活性化委員会」及び「公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会について」を部分開示決定済みであり、これ以外に対象公文書は存在しないとして非開示決定を行った。同様に、理事会の議事録については平成20年11月19日20福県大経第168号で、この件に関する会議録及び処分事由調査等委員会の議事録についても同第169号で各々開示、不存在による非開示決定を行っており、これ以外に対象公文書は存在しないとして非開示決定を行った。

また、本件決定1では、この他に事務局委員の出張命令書や活性化委員会の議事録等及び処分事由調査等委員会を設置するに至った根拠等を示す文書を不存在を理由として非開示決定を行った。

なお、事務局職員の関連分の出張命令書については本件決定2で全部開示決定を行った。

また、その他処分事由調査等委員会出席委員の報酬、旅費等の支出関係書類については、「振替伝票」及び「給与管理台帳」を特定し、この中の委員以外の個人情報記録された部分は条例第7条第1項第1号（個人情報）に該当するとして、本件決定3のとおり部分開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成20年12月22日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件請求を行った。

イ 平成21年1月15日付けで、実施機関は本件決定1から3までを行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年3月2日付けで、異議申立人は、本件決定1から3までを不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1

処分事由調査等委員会の委員には報酬等が支払われているが、その支払いが適正なものであることを示す根拠として、支払いの事績には通常会議の内容等を記録したものを残すのではないか。議事録が存在しないとする実施機関の決定は到底納得できるものではない。

(2) 本件決定2

旅行命令の復命には、通常、出席した会議の内容を記載するか、添付する必要があるのではないか。

(3) 本件決定3

委員への報酬等を支払った記録として、振替伝票及び給与管理台帳が開示されたが、これらの書類では委員に支払われたのかどうかの確認ができない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定1、2及び3について

ア 第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

本件請求に係る対象公文書中、「振替伝票」及び「給与管理台帳」に記録された情報のうち、開示対象者以外の個人名が記載された部分については、特定の個人を識別できる情報であり、本号に該当する。

イ 第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書中、「振替伝票」及び「給与管理台帳」に記録された情報のうち、開示対象者以外の個人名が記載された部分について、これが本号に該当する旨主張しているが、その具体的理由については特に述べていない。

ウ 公文書の不存在について

本件請求中、懲戒処分を検討するに至った経緯等を示す公文書については平成20年11月19日20福県大経第169号で部分開示決定済み、理事会の議事録については同第168号で全部開示決定しており、これ以外に対象公文書は存在しないとしている。また、この件に関する会議録及び処分事由調査等委員会の議事録については、同第169号で、作成しておらず不存在であるとしており、これ以外に対象公文書は存在しないとしている。

実施機関ではこの他に、事務局委員の出張命令書や活性化委員会の議事録等及び処分事由調査等委員会を設置するに至った根拠等を示す文書

についても作成しておらず不存在である旨主張しているが、特に理由は述べていない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、特定の個人について懲戒処分を検討する必要があると判断した理由等を示す書類等及びこの件に関する会議等への出席委員の報酬、旅費等の支出関係書類である。

本件請求については、全部開示決定、部分開示決定及び対象公文書の不存在を理由とする非開示決定がなされている。

(2) 本件公文書の存否応答拒否について

本件請求においては、請求する公文書の名称等の欄に特定の個人名が具体的に挙げられており、その上で、当該特定個人について懲戒処分を検討する必要があると判断した理由等を示す書類等及びこの件に関する会議等への出席委員の報酬、旅費等の支出関係書類の開示を求めている。したがって、本件公文書の存否を答えることは、特定個人について懲戒処分が検討されたという事実の有無を示すことと同様の結果を生じさせるものと認められる。

特定個人について懲戒処分が検討されたという事実の有無は、条例第7条第1項第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできるものに該当する。また、当該事実の有無は、個人情報のうち例外的に開示されることとなる、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報であると認められないことから、同号ただし書イ及びハには該当しない。

よって、本件請求1から3までに対しては、本件公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定により、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

本件の場合、既に全部開示決定、部分開示決定又は不存在による非開示決定を行っており、特定個人について懲戒処分が検討された事実の有無という条例第7条第1項第1号の非開示情報を既に開示した状態となっているが、本来、本件公文書すべてについて存否応答拒否により非開示とすべきものであることに鑑みれば、既に開示した部分はともかく、非開示とした部分の開示可能性や不存在とした非開示決定の妥当性について検討する余地はないものである。

なお、条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求目的等を問わず県の保有する公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

(3) 本件部分開示決定等の妥当性について

以上のことから、実施機関が行った部分開示決定及び非開示決定については、本来、本件公文書の存否を答えるだけで同項第1号の非開示情報を開示することとなるとして、第9条の規定に基づき開示請求を拒否すべきであったので、一部非開示部分を非開示としたこと及び不存在と認めたものについて非開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

なお、実施機関においては、今後、条例の趣旨を十分踏まえて適正な情報公開を行うよう、審査会として注意を喚起する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。